

働き方改革

第1部 (労務)

第2部 (税務)

土地や建物等の寄附を受ける際の税務

【セミナー内容】

【第1部(労務) 働き方改革に備える!】

(約100分)

I 働き方改革法の概要

1. 働き方改革とは何か?
2. 今後何がどう変わっていくのか?

II 残業時間の上限規制

1. これまでの36協定の限度との違いとは?
2. 残業時間の上限規制(年720時間・単月で100時間)とは?
3. 上限規制に関する罰則とは? 他

III 同一労働同一賃金

1. 同一労働同一賃金とは?
2. どんな場合の手当等が問題となりうるか?
3. 正職員と臨時職員等の格差修正に対する対応策とは? 他

【第2部(税務)

土地や建物等の寄附を受ける際の税務】

(約30分)

- I みなし譲渡所得の非課税の特例
- II 平成29年4月、平成30年4月の改正事項
- III 非課税の特例を受けるために

<第1部(労務) 働き方改革に備える!>

6月29日に政府の最重要法案とした働き方改革関連法が可決し、成立しました。

世間の関心が大きく政府も力を入れている長時間労働の改善や非正規と正社員との格差是正、労働人口不足による高齢者の就労促進などが最重要事項となっています。社会福祉法人では人手不足などの影響で、所定時間外の労働時間が多いところも見られます。また、実態として正職員と変わらない職務に携わる非正規の職員も多く、同一労働同一賃金は、社会福祉法人にとって大きな課題となっています。

本セミナーでは、働き方改革法施行による長時間労働規制の対応についてのポイントと同一労働同一賃金について最新の判例などを交え、具体的な注意点・対策等をご紹介します。

<第2部(税務)

土地や建物等の寄附を受ける際の税務>

個人の方から土地や建物の寄附があった際の税務上の手続きとして「みなし譲渡所得の非課税の特例」があります。

昨年4月と本年4月に、この特例が改正されました。改正内容を踏まえて必要な手続きをしなければ、本来納める必要のない所得税が寄附者の方に発生してしまったり、法人側にとっても善意の寄附が有効利用できない可能性があります。後々のトラブルになりかねません。

本セミナーでは本特例について、概要から今回の改正の内容についてご説明致します。

【旭川会場】

日時 10月3日(水)
 時間 13時00分(開場12:30)から15時30分
 場所 旭川市大雪クリスタルホール 第2・3会議室
 住所 旭川市神楽3条7丁目
 会費 御一人 2,000円(税込)当日現金でのお支払い
 ※当事務所と月次顧問契約をされている法人様は無料となります。

- ・お申込み締切
9月28日(金)までにファックスにてお申込みください。
- ・各会場とも定員になり次第締め切らせていただきます。

【札幌会場】

日時 10月4日(木)
 時間 13時00分(開場12:30)から15時30分
 場所 かでる2・7 1060会議室
 住所 札幌市中央区北2条西7丁目
 会費 御一人 2,000円(税込)当日現金でのお支払い
 ※当事務所と月次顧問契約をされている法人様は無料となります。

- 注1) 本セミナーは、すべての社会福祉法人を対象としております。
- 注2) 平成30年9月末時点公開情報に基づきご説明致します。変更の可能性があることにつき御了承ください。

主催

税理士法人 さくら総合会計

札幌市中央区南4条東4丁目2番地1 さくら総合会計ビル

セミナー問い合わせ: 011-271-1417 公益・社会福祉法人部 斉藤